

都市計画運用指針改正（新旧対照表）

改 正 案	現 行
<p>IV. 都市計画制度の運用の在り方</p> <p>IV-1 都市計画区域及びマスタープラン</p> <p>IV-1-2 マスタープラン</p> <p>I) マスタープラン全般にわたる事項</p> <p>(都市計画区域マスタープランと市町村マスタープラン及び立地適正化計画の関係)</p> <p>都市計画区域マスタープランは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、一市町村を超える広域的観点から、区域区分を初めとした都市計画の基本的な方針を定めるものであり、<u>指定都市の区域において定められている都市計画区域に係るもの（当該指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域に係るものを除く。）については指定都市が、その他の都市計画区域に係るものについては都道府県が定めるものである。</u></p> <p>一方、市町村マスタープラン及び立地適正化計画は、都市計画区域マスタープランに即し、各市町村の区域を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、市町村の定める都市計画の方針を定めるものである。</p> <p>上記のような趣旨からすると、市町村内においておおむね完結する地域に密着した都市計画に関する事項については、市町村マスタープラン又は立地適正化計画において定めることが要請される。一方、都市計画区域マスタープランにおいては、広域的観点から保全すべき緑地の配置や大規模集客施設の立地等、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を定めることが要請される。なお、自らが決定権限を有していない事項を記載するに当たっては、決定権限を有する者との間で必要な調整が図られるべきであり、都道府県と市町村の間で意見聴取、案の申出等を行う</p>	<p>IV. 都市計画制度の運用の在り方</p> <p>IV-1 都市計画区域及びマスタープラン</p> <p>IV-1-2 マスタープラン</p> <p>I) マスタープラン全般にわたる事項</p> <p>(都市計画区域マスタープランと市町村マスタープラン及び立地適正化計画の関係)</p> <p>都市計画区域マスタープランは、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全域を対象として、<u>都道府県が一市町村を超える広域的観点から、区域区分を初めとした都市計画の基本的な方針を定めるものである。</u></p> <p>一方、市町村マスタープラン及び立地適正化計画は、都市計画区域マスタープランに即し、各市町村の区域を対象として、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、市町村の定める都市計画の方針を定めるものである。</p> <p>上記のような趣旨からすると、市町村内においておおむね完結する地域に密着した都市計画に関する事項については、市町村マスタープラン又は立地適正化計画において定めることが要請される。一方、都市計画区域マスタープランにおいては、広域的観点から保全すべき緑地の配置や大規模集客施設の立地等、広域的、根幹的な都市計画に関する事項を定めることが要請される。なお、自らが決定権限を有していない事項を記載するに当たっては、決定権限を有する者との間で必要な調整が図られるべきであり、都道府県と市町村の間で意見聴取、案の申出等を行う</p>

ことを通じて相互の都市計画上の構想に配慮した調整が図られるべきである。

なお、指定都市が都市計画区域マスタープランを定めるに当たって、市町村マスタープランの内容もあわせて定める場合には、「IV-1-2 II) 2. (1) 基本的考え方」も踏まえて都市計画区域マスタープランを定めることが望ましい。

II) マスタープラン別の事項

1. 都市計画区域マスタープラン

(1) 基本的考え方

① (略)

② 広域自治体である都道府県が都市計画区域マスタープランを定める場合には、広域的観点から保全すべき緑地の配置や大規模集客施設の立地等広域的課題の市町村間の調整を図るため、都道府県が主体となって、複数市町村にまたがる都市計画区域における市町村間の合意形成に努めるべきである。

③ (略)

④ 指定都市が都市計画区域マスタープランを定める場合には、都道府県知事は、隣接・近接する他の都市計画区域の現況及び今後の見通しを踏まえ、広域的課題の調整が図られるよう適切に内容を検討し意見の申出を行うべきである。

⑤～⑪ (略)

ことを通じて相互の都市計画上の構想に配慮した調整が図られるべきである。

II) マスタープラン別の事項

1. 都市計画区域マスタープラン

(1) 基本的考え方

① (略)

② 都市計画区域マスタープランは、広域自治体である都道府県が作成するものであり、広域的観点から保全すべき緑地の配置や大規模集客施設の立地等広域的課題の市町村間の調整を図るため、都道府県が主体となって、複数市町村にまたがる都市計画区域における市町村間の合意形成に努めるべきである。

③ (略)

(新設)

④～⑩ (略)